情報公開審査会答申の概要

答申第954号(諮問第1624号)

件名:写真の優劣についての判断基準が記載されている文書等の不開示(不存在) 決定に関する件

- 1 開示請求
 - 平成 26 年 10 月 24 日等
- 2 原処分

平成26年11月7日等(不開示(不存在)決定)

愛知県知事(以下「知事」という。)は、写真の優劣についての判断基準が 記載されている文書等(以下「本件請求対象文書」という。)を愛知県情報公 開条例(以下「条例」という。)第11条第2項(開示請求に係る行政文書を管 理していない)に該当するとして、不開示とした。

3 異議申立て

平成 26 年 11 月 14 日等 原処分の取り消しを求める。

- 4 諮問
 - 令和2年3月5日
- 5 答申
 - 令和 2 年 10 月 26 日
- 6 答申の内容
 - (1) 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

(2) 審査会の判断

ア 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、愛知芸術文化センター美術館(以下「県美術館」という。)、愛知芸術文化センター、愛知県県民生活部文化芸術課(当時。以下「文化芸術課」という。)、愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室(当時。以下「国際芸術祭推進室」という。)又は愛知芸術文化センター図書館(以下「県図書館」という。)において管理する別表の4欄に掲げる行政文書であると解される。

- イ 本件請求対象文書の存否について
 - (ア) 県美術館に対する開示請求
 - a 実施機関が県美術館において請求の内容に係る事務を所掌してい ないと整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 28、請求 69-1、 請求 69-2、請求 69-4 及び請求 72-1 から請求 72-27 までに係る文書 については、いずれの課室等においても事務として遂行することが 想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、県美術館において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、県美術館に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、県美術館において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、県美術館に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

b 実施機関が県美術館において請求の内容に係る事務を所掌してい ないと整理したものについて

本件請求対象文書のうち、請求 1 から請求 8 まで、請求 10、請求 12 から請求 27 まで、請求 29 から請求 68 まで、請求 69-3、請求 69-5、請求 71-1 から請求 71-21 まで、請求 73-7 から請求 73-26 まで及び請求 74-1 から請求 74-16 までに係る文書について、当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

- (イ) 愛知芸術文化センターに対する開示請求
 - a 実施機関が愛知芸術文化センターにおいて請求の内容に係る事務 を所掌していないと整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 9、請求 11、請求 70-1 から請求 70-11 まで、請求 73-1、請求 73-2、請求 73-5 及び請求 73-6 に係る文書については、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、愛知芸術文化センターにおいて請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、愛知芸術文化センターに対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、愛知芸術文化センターにおいて請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、愛知芸術文化センターに対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

b 実施機関が愛知芸術文化センターにおいて請求の内容に係る事務 を所掌していないと整理したものについて

本件請求対象文書のうち、請求 73-3 及び請求 73-4 に係る文書に

ついて、当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書 を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不 合理な点は認められない。

- (ウ) 文化芸術課に対する開示請求
 - a 実施機関が文化芸術課において請求の内容に係る事務を所掌して いないと整理したものについて
 - (a) 実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 75 から請求 77 まで、請求 82、請求 86 から請求 92 まで及び請求 98-1 から請求 99 までに係る文書については、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、文化芸術課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、文化芸術課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。
 - (b) そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求のうち、請求76及び請求77を除く請求については、文化芸術課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、文化芸術課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。
 - (c) また、請求 76 及び請求 77 については、当審査会が事務局をして 実施機関に確認させたところ、請求 76 及び請求 77 に係る対象行政 文書は、開示請求を行った者に対する開示の実施の際に、その内容 を記録した書面と解されるが、開示の実施は、開示請求者に対象行 政文書を閲覧させ、又は写しを交付することによって行われるもの であって、その際に対象行政文書の内容について補足説明をするこ とはあるが、特段記録を作成する必要はないとのことである。

このことからすれば、請求 76 及び請求 77 に係る文書を作成又は 取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理 な点は認められない。

さらに、実施機関によれば、念のため、文化芸術課において、請求 76 及び請求 77 に係る文書を探索したが、存在しなかったとのことである。

- (d) 以上のことからすれば、これらの請求に係る文書を作成又は取得 していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認 められない。
- b 実施機関が文化芸術課において請求の内容に係る事務を所掌して いたと整理したものについて

本件請求対象文書のうち、請求 79 及び請求 80 に係る文書について、当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作

成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

- (エ) 国際芸術祭推進室に対する開示請求について
 - a 実施機関が国際芸術祭推進室において請求の内容に係る事務を所 掌していないと整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求83-1、請求83-3、請求83-6、請求83-9、請求83-14、請求83-17、請求83-21から請求83-23まで、請求84-2、請求84-24、請求84-25、請求84-27、請求85-2、請求85-24、請求85-25及び請求85-27に係る文書については、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、国際芸術祭推進室において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、国際芸術祭推進室に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、国際芸術祭推進室において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、国際芸術祭推進室に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

b 実施機関が国際芸術祭推進室において請求の内容に係る事務を所 掌していたと整理したものについて

本件請求対象文書のうち、請求 78、請求 83-2、請求 83-4、請求 83-5、請求 83-7、請求 83-8、請求 83-10 から請求 83-13 まで、請求 83-15、請求 83-16、請求 83-18 から請求 83-20 まで、請求 84-1、請求 84-3 から請求 84-23 まで、請求 84-26、請求 84-28 から請求 84-33 まで、請求 85-1、請求 85-3 から請求 85-23 まで、請求 85-26 及び請求 85-28 から請求 85-33 までに係る文書について、当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

- (オ) 県図書館に対する開示請求について
 - a 実施機関が県図書館において請求の内容に係る事務を所掌してい ないと整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 81 及び請求 95 に係る文書については、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、県図書館において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、県図書館に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、県図書館において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、県図書館に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

- b 実施機関が県図書館において請求の内容に係る事務を所掌してい たと整理したものについて
 - (a) 請求 96 について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 96 に係る文書については、県図書館において閲覧を制限している図書であっても、専ら県民の利用を目的に管理しているものであることから、閲覧制限をしている図書は、条例第 2 条第 2 項本文が開示請求の対象として定義している行政文書には該当しないとのことである。

当審査会において事務局をして実施機関に確認させたところ、県図書館において閲覧を制限している図書は、配架されていないが、利用者から閲覧の申請があれば、閲覧を制限している理由又は利用者の閲覧の目的に応じて、図書の閲覧を認めるとのことである。

そのため、当該請求に係る文書については、専ら県民の利用を目的に管理しているものであることから、条例第2条第2項本文が開示請求の対象として定義している行政文書に該当しないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

一方で、実施機関は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないことを理由として不開示決定をしているが、条例第2条第2項本文が開示請求の対象として定義している行政文書に該当しないことを理由として不開示決定をするべきであった。

しかし、行政文書に該当しないことを理由としたとしても、実施機関が不開示決定をすることに変わりはないことから、当該請求に係る文書について実施機関が不開示決定をしたことは、結論において妥当である。

(b) 請求 93、請求 94 及び請求 97 について

当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(カ) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

別表

 1 請求	2 異議申立て	3 不開示決定	4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文
- 1117 7	年月日	- 1 1 1 1 1 1 1	書を特定するに足りる事項
1	平成 26 年 11	平成26年11月7	愛知県美術館に対する開示請求
	月 14 日	日付け 26 芸文管	写真の優劣についての判断基準が記載されている
		第 92-1 号	文書(日本でも絵画との関係の中で写真を見るとい
			う本が大正4年に出版されている。参考として表紙
			部分を添付する。)
2	平成 26 年 11	平成26年11月7	愛知県美術館に対する開示請求
	月 14 日	日付け 26 芸文管	写真を楽しむ場合、写真の芸術的意図を考慮する必
		第 92-2 号	要があると主張している文書
3	平成 26 年 11	平成26年11月7	愛知県美術館に対する開示請求
	月 14 日	日付け 26 芸文管	C 氏が設定した五つの評価基準の内容、他の写真と
		第 92-3 号	の判別基準が記載されている文書 (C 氏が写真につ
			いて言及している本の表紙を添付する)
4	平成 26 年 11	平成26年11月7	愛知県美術館に対する開示請求
	月 14 日	日付け 26 芸文管	D 氏の写真論を説明した文書 (D 氏の文書を添付す
		第 92-4 号	る)
5	平成 26 年 11	平成26年11月7	愛知県美術館に対する開示請求
	月 14 日	日付け 26 芸文管	1920 年代以降のモダニズム写真を撮った写真家、写
		第 92-5 号	真がわかる文書
6	平成 26 年 11	平成26年11月7	愛知県美術館に対する開示請求
	月 14 日	日付け 26 芸文管	新しき写真家として日本において認識された者の
		第 92-6 号	氏名とその実績がわかる文書(参考としてE氏の文
			書を添付する)
7	平成 26 年 11	平成26年11月7	愛知県美術館に対する開示請求
	月 14 日	日付け 26 芸文管	写真家がアマチュア写真家について言及した文書
		第 92-7 号	(参考としてF氏の例を添付する)
8	平成 26 年 11	平成26年11月7	愛知県美術館に対する開示請求
	月 14 日	日付け 26 芸文管	写真家が写真家の現状について言及した文書(参考
		第 92-8 号	としてF氏の例を添付する)

9	平成 26 年 11	平成 26 年 11 月	芸文センターに対する開示請求
	月 26 日	19日付け26芸文	H22 年度~H26 年度
		 管第 98 号	 芸術性が感じられる作品その理由が記載されてい
			る文書
			愛知県教育委員会職員に限る
			愛知県立岡崎養護学校教頭
			美術の専門家であるG氏の陳述書を添付する
			開示請求人が出品したことを示す案内状
			を添付する
10	平成 26 年 11	平成 26 年 11 月	愛知県美術館に対する開示請求
	月 26 日	21日付け26芸文	これからの写真展に係るギャラリートークの記録
		管第 101-1 号	
11	平成 26 年 11	平成 26 年 11 月	芸文センターに対する開示請求
	月 26 日	21日付け26芸文	H25 年度 H26 年度
		管第 102-1 号	H 氏の復命書、旅行命令簿、会議研修会で入手又は
			配布した文書
12	平成 26 年 12	平成26年12月1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	「写真の技術的アイデンティティ」の内容がわかる
		第 105-1 号	文書
			(これからの写真展の図録 P008)
13	平成 26 年 12	平成26年12月1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	「芸術としての写真」の定義が記載されている文書
		第 105-2 号	(これからの写真展の図録 P008)
14	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	「対象の真」の定義用法が記載されている文書
		第 105-3 号	(これからの写真展の図録 P008)
15	平成 26 年 12	平成26年12月1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	「写真」という用語を使用して絵を評した人、絵が記
		第 105-4 号	載されている文書
			(これからの写真展の図録 P008)
16	平成 26 年 12	平成26年12月1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	「写真という技術」の定義が記載されている文書
		第 105-5 号	(これからの写真展の図録 P008)
17	平成 26 年 12	平成26年12月1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	「写真にアプローチ」の定義が記載されている文書
		第 105-6 号	(これからの写真展の図録 P007)

18	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 1	愛知県美術館に対する開示請求
	月4日	一成 20 ⁻ 12 分 1 日付け 26 芸文管	「写真の表現」(写真による)の定義が記載されてい
	/	第 105-7 号	る文書
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(これからの写真展の図録 P007)
19	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 1	愛知県美術館に対する開示請求
	月4日	十成 20 中 12 万 1 日付け 26 芸文管	「これからの写真の定義」が記載されている文書
	/ ↑ ★ □	第 105-8 号	(これからの写真展の図録 P007)
20	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 1	愛知県美術館に対する開示請求
	月4日	日付け 26 芸文管	「写真をめぐる従来の語り口」の具体的な文書、記録
		第 105-9 号	及び使用された写真がわかる文書
			(これからの写真展の図録 P007)
21	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 1	愛知県美術館に対する開示請求
	月4日	日付け 26 芸文管	「写真技術」の定義が記載されている文書
		第 105-10 号	(これからの写真展の図録 P007)
22	平成 26 年 12	平成26年12月1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	写真イメージの定義が記載されている文書
		第 105-11 号	(これからの写真展の図録 P007)
23	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	美術館の定義が記載されている文書
		第 105-12 号	(これからの写真展の図録 P007)
24	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 1	愛知県美術館に対する開示請求
	月 4 日	日付け 26 芸文管	「写真作品」の定義が記載されている文書
		第 105-13 号	(これからの写真展の図録 P007)
25	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真の多義性を説明するために使用した写真及び
		第 105-14 号	多義性の具体的内容がわかる文書
			(これからの写真展の図録に関するもの)
26	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真の質の評価基準が記載されている文書
		第 105-15 号	(これからの写真展の図録に関するもの)
27	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	I 氏が文書の説明のために館長に提出したイメージ
		第 105-16 号	文書
			(これからの写真展の図録に関して)
28	T. D. o.o. # 10	平成 26 年 12 月 2	愛知県美術館に対する開示請求
20	平成 26 年 12		SOUND THANK - 14 / WIND HILLS
20	平成 26 年 12 月 8 日	日付け 26 芸文管	学芸員の行為規範

	→ b :	IS	and the Marketine and the
29	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「単一の存在としての写真」の定義・作品が記載さ
		第 105-19 号	れている文書
			(これからの写真展の図録 P018)
30	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「普通の記念写真」の定義が記載されている文書
		第 105-20 号	(これからの写真展の図録 P015)
31	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真の多義性の事例・実作が確認できる文書
		第 105-21 号	(これからの写真展の図録 P013)
32	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	C氏の「鏡と窓展」の図録及びその日本語訳
		第 105-22 号	(これからの写真展の図録 P012)
33	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	J氏の写真の言説により評価された写真家
		第 105-23 号	(これからの写真展の図録 P012)
34	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	1960 年代から 70 年代に制度化された芸術写真の例
		第 105-24 号	がわかる文書 (愛知県が管理するもの全部)
			(これからの写真展の図録 P011)
35	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真が機械による複製技術であることを主張した
		第 105-25 号	写真家 批評家がわかる文書 (開示請求人が参考と
			している本の表紙を添付する)
			(これからの写真展の図録 P011)
36	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	従来の芸術写真の例・写真集・写真芸術家の氏名が
		第 105-26 号	わかる文書
			(これからの写真展の図録 P010)
37	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	K 氏の写真の意図が記載されている文書(本人発言
		第 105-27 号	等に限る)
			(これからの写真展の図録 P010)
38	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	K 氏の写真が記載されている文書
		第 105-28 号	(これからの写真展の図録 P010)
39	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	C 氏が考える優れた写真家及びその写真家の芸術作
		第 105-29 号	品が記載されている文書
			(これからの写真展の図録 P010)

40	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「展示室の壁に飾られた写真」の内容、事例(愛知
		第 105-30 号	県が管理しているもの)
			(これからの写真展の図録 P009)
41	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真が絵画や彫刻と肩を並べる芸術の一つとなっ
		第 105-31 号	た時期がわかる文書及びその理由が記載されてい
			る文書
			(これからの写真展の図録 P009)
42	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真が唯一無二の価値を備えていることを立証す
		第 105-32 号	る写真の事例
			(これからの写真展の図録 P009)
43	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「ヴァンテージ・ポイント」の定義が記載されてい
		第 105-33 号	る文書
			(これからの写真展の図録 P009)
44	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「時間」の定義が記載されている文書
		第 105-34 号	(これからの写真展の図録 P009)
45	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「フレーム」の定義が記載されている文書
		第 105-35 号	(これからの写真展の図録 P009)
46	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「細部」の定義が記載されている文書
		第 105-36 号	(これからの写真展の図録 P009)
47	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「事物自体」の定義が記載されている文書
		第 105-37 号	(これからの写真展の図録 P009)
48	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「美術制度」の定義が記載されている文書
		第 105-38 号	(これからの写真展の図録 P009)
49	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	「写真の一部が芸術となった」というときに使用す
		第 105-39 号	る写真の定義
			(これからの写真展の図録 P009)
50	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真の一部が芸術となった時期がわかる文書
		第 105-40 号	(これからの写真展の図録 P009)
			•

	T		
51	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	目付け 26 芸文管	絵画を時代ごとに並べて美術史としての絵画史を
		第 105-41 号	形成する場合の具体的絵画・作家がわかる文書
			(これからの写真展の図録 P009)
52	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	彫刻の芸術的意図の内容がわかる文書
		第 105-42 号	(これからの写真展の図録 P009)
53	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	絵画の芸術的意図の内容がわかる文書
		第 105-43 号	(これからの写真展の図録 P009)
54	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真が芸術として一定の認知を得ていないと主張
		第 105-44 号	できる事実が記載されている文書
			(これからの写真展の図録 P009)
55	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真技術の誕生の写真の目的別写真の事例がわか
		第 105-45 号	る文書
			(これからの写真展の図録 P009)
56	平成 26 年 12	平成26年12月2	愛知県美術館に対する開示請求
	月8日	日付け 26 芸文管	写真技術の誕生の時期がわかる文書
		第 105-46 号	(これからの写真展の図録 P009)
57	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	C 氏が美的な鑑賞対象とした写真の事例がわかる文
		第 108-1 号	書
			(これからの写真展の図録 P011)
58	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	モダニズムの作家の氏名・作品がわかる文書
		第 108-2 号	
59	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	「芸術写真」を作成・製作する写真家の氏名がわか
		第 108-3 号	る文書
			(これからの写真展の図録 P010)
60	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文第	モダニズムの定義が記載されている文書
		108-4 号	(これからの写真展の図録 P010)
61	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	「イメージの形成」の内容、具体例、具体的写真が
		第 108-5 号	わかる文書
			(これからの写真展の図録 P010)
L		l .	

CO	水子 00 左 10	₩₽00 ₩ 10 □ =	
62	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け26芸文管	C氏が作成した文書(日本語訳を含む)
		第 108-6 号	(これからの写真展の図録に関する開示請求)
63	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	「1960年代の芸術写真」の定義が記載されている文
		第 108-7 号	書及びその写真
			(これからの写真展の図録 P009)
64	平成 26 年 12	平成 26 年 12 月 5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	I 氏が使用した「芸術家」の定義が記載されている
		第 108-8 号	文書
			(これからの写真展の図録に関する開示請求)
65	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	「芸術的意図」の有無の判断基準が記載されている
		第 108-9 号	文書及びその判断基準を使用できる能力を有する
			学芸員の氏名がわかる文書
			(これからの写真展の図録 P009)
66	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	「芸術作品としての写真」愛知県が管理しているも
		第 108-10 号	Ø
			(これからの写真展の図録 P009)
67	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	I 氏が使用した「絵画」の定義が記載されている文
		第 108-11 号	書
			(これからの写真展の図録に関する開示請求)
68	平成 26 年 12	平成26年12月5	愛知県美術館に対する開示請求
	月 11 日	日付け 26 芸文管	I 氏が使用した「筆者」の定義が記載されている文
		第 108-12 号	書
			(これからの写真展の図録に関する開示請求)
69-1	平成27年2月	平成27年1月30	愛知県美術館に対する開示請求
	3 日	日付け 26 芸文管	・「われわれが立っている日常的な場」を表現した現
		第 129-2 号	代美術作品、作家が記載されている文書(愛知県が
			作成した H25 年度地域発・文化芸術創造発信イニシ
			アチブ実績報告書の一部を添付する)
69-2	1		愛知県美術館に対する開示請求
			・トリエンナーレにおいて「芸術の介入」の実績とそ
			の評価がわかる文書 (作品、作家についてのもの)
69-3	1		愛知県美術館に対する開示請求
			・「文化的な記憶装置としての芸術の役割」を県美術
			館としての見解とした文書
<u> </u>	1	I	

69-4			愛知県美術館に対する開示請求
			・原発事故の内容がわかる文書 原発事故の原因が
20.5			記載されている文書(人的原因を含む)
69-5			愛知県美術館に対する開示請求
			・H25~H26 年度 電話による受信記録 (警察からの
	 N 1		5 0)
70-1	平成27年2月	平成 27 年 2 月 9	愛知県芸術文化センターに対する開示請求
	16 日	日付け26芸文管	・ステレオタイプから脱した写真の事例(デットパ
		第 136-1 号	ンに関するもの)
70-2			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・ステレオタイプから脱した写真の事例(ソフトフ
			ォーカスに関するもの)
70-3			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・ステレオタイプから脱した写真の事例(ブレ・ボケ
			に関するもの)
70-4			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・ステレオタイプから脱した写真の事例(キャンデ
			ィド・フォトに関するもの)
70-5			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・ステレオタイプから脱した写真の事例(望遠や広
			角レンズに関するもの)
70-6			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・ステレオタイプから脱した写真の事例(カメラの
			アングルに関するもの)
70-7			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・著作権と「写真作品」の関係について記載した文書
			(作家の感覚や解釈が表出していないもの)
70-8			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・「写真の美的な側面」の内容が記載されている文書
70-9			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・日本の伝統文化の美的な規範とその具体的に文化
			を記録した文書
70-10			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・日本の伝統文化を記録した文書
70-11			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・行政文書作成基準 H25 年度~H26 年度
71-1	平成27年2月	平成27年2月10	愛知県美術館に対する開示請求
	13 日	日付け 26 芸文管	・女性のようなポーズを取る男性の写真
		第 137-1 号	
	J	1 214 22. 2.4	

71-2	<i>巫伽</i> 目 芝作約 フサナフ目二 きょう
11-2	愛知県美術館に対する開示請求
	・美術史上に登場する美的なヌードが記載されてい
71.0	る文書
71-3	愛知県美術館に対する開示請求
	・生々しく性器を撮影する目的が記載されている文
	書
71-4	愛知県美術館に対する開示請求
	(A氏の写真に関する開示請求)
	・芸術作品を鑑賞する鑑賞者が日ごろ目にする自分
	自身の裸の形式的内容がわかる文書
71-5	愛知県美術館に対する開示請求
	(A 氏の写真に関する開示請求)
	・メッセージを含まない写真の評価基準が記載され
	ている文書
71-6	愛知県美術館に対する開示請求
	(A 氏の写真に関する開示請求)
	・「普通の裸体」の芸術作品例が記載されている文書
71-7	愛知県美術館に対する開示請求
	(A 氏の写真に関する開示請求)
	・写真を撮る目的が記載されている文書
71-8	愛知県美術館に対する開示請求
	(A 氏の写真に関する開示請求)
	・写真の目的が記載されている文書
71-9	愛知県美術館に対する開示請求
	(A 氏の写真に関する開示請求)
	・恋人写真(写真集、写真、電子データ)
71–10	愛知県美術館に対する開示請求
	(A 氏の写真に関する開示請求)
	・家族写真(写真集、写真、電子データ)
71-11	愛知県美術館に対する開示請求
	(A 氏の写真に関する開示請求)
	・愛情のメッセージのある写真の例(写真集、写真、
	電子データ)
71–12	愛知県美術館に対する開示請求
	(A 氏の写真に関する開示請求)
	・絆のメッセージのある写真の例(写真集、写真、電
	子データ)
71–13	愛知県美術館に対する開示請求
	(A氏の写真に関する開示請求)
	・コンセプト写真の定義が記載されている文書
	マーンコリスツル状の 旧教でなりてく の人目

71-14			受知用業権館に対すて用二連式
11-14			愛知県美術館に対する開示請求
			(A氏の写真に関する開示請求)
			・「目的のない裸体である」と判断する基準が記載さ
			れている文書
71–15			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する開示請求)
			・「ポルノグラフィックな欲望」の内容がわかる文書
71–16			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する開示請求)
			・「ポートレート」と評価している写真
71–17			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する開示請求)
			・ヌードの規範
71–18			愛知県美術館に対する開示請求
			(A氏の写真に関する開示請求)
			・ジェンダーの規範
71-19			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する開示請求)
			・ヌードの記号
71-20			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する開示請求)
			・ジェンダーの記号
71-21			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する開示請求)
			・写真集
72-1	平成27年2月	平成27年2月10	愛知県美術館に対する開示請求
	13 日	日付け 26 芸文管	・学芸員と苦情申出人との権力関係が記載されてい
		第 138-1 号	る文書
72-2			愛知県美術館に対する開示請求
			・学芸員と鑑賞者との権力関係が記載されている文
			書
72-3			愛知県美術館に対する開示請求
			 ・学芸員と被写体との権力関係が記載されている文
			書
72-4			型
			・学芸員と芸術家との権力関係が記載されている文
			書
72-5			で 愛知県美術館に対する開示請求
			・学芸員と入場者との権力関係が記載されている文
			書
	J		Ħ

	_	
72-6		愛知県美術館に対する開示請求
		・撮影者と被写体となった妻との権力関係が記載さ
		れている文書
72-7		愛知県美術館に対する開示請求
		・撮影者と被写体となった県職員との権力関係が記
		載されている文書
72-8		愛知県美術館に対する開示請求
		・撮影者と鑑賞者との権力関係が記載されている文
		書
72-9		愛知県美術館に対する開示請求
		・愛知県美術館と鑑賞者との権力関係が記載されて
		いる文書
72-10		愛知県美術館に対する開示請求
		・被写体と鑑賞者との権力関係が記載されている文
		書
72-11		愛知県美術館に対する開示請求
		・愛知県美術館の職員と鑑賞者との権力関係が記載
		されている文書
72-12		愛知県美術館に対する開示請求
		・愛知県美術館と苦情申出人との権力関係が記載さ
		れている文書
72-13		愛知県美術館に対する開示請求
		・愛知県美術館と撮影者との権力関係が記載されて
		いる文書
72-14		愛知県美術館に対する開示請求
		・愛知県美術館と愛知県との権力関係が記載されて
		いる文書
72-15		愛知県美術館に対する開示請求
		・愛知県美術館と入場者との権力関係が記載されて
		いる文書
72–16		愛知県美術館に対する開示請求
		・愛知県美術館と学芸員との権力関係が記載されて
		いる文書
72–17		愛知県美術館に対する開示請求
		・愛知県美術館と芸術家との権力関係が記載されて
		いる文書
72–18		愛知県美術館に対する開示請求
		・芸術家と鑑賞者との権力関係が記載されている文
		書

72-19]		愛知県美術館に対する開示請求
12-19			
			・県職員と愛知県警察との権力関係が記載されてい
7 0.00			る文書
72–20			愛知県美術館に対する開示請求
			・撮影者と愛知県警察との権力関係が記載されてい
			る文書
72–21			愛知県美術館に対する開示請求
			・入場者と愛知県警察との権力関係が記載されてい
			る文書
72–22			愛知県美術館に対する開示請求
			・愛知県と愛知県警察との権力関係が記載されてい
			る文書
72-23			愛知県美術館に対する開示請求
			・被写体と愛知県警察との権力関係が記載されてい
			る文書
72-24			愛知県美術館に対する開示請求
			・鑑賞者と愛知県警察との権力関係が記載されてい
			る文書
72-25			愛知県美術館に対する開示請求
			・芸術家と愛知県警察との権力関係が記載されてい
			る文書
72-26			愛知県美術館に対する開示請求
			・学芸員と愛知県警察との権力関係が記載されてい
			る文書
72-27			愛知県美術館に対する開示請求
			・愛知県美術館と愛知県警察との権力関係が記載さ
			れている文書
73-1	平成27年2月	平成27年2月16	愛知県芸術文化センターに対する開示請求
	19 目	日付け 26 芸文管	・英語「ジェンダー」の定義が記載されている文書
		第 140-1 号	
73-2			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・ジェンダーの定義が記載されている文書
73-3			 愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・「美術史の本」の英語訳
73-4			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・「美術史」の英語訳
73-5			愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・男性用の衣服の例・写真
73-6	1		愛知県芸術文化センターに対する開示請求
			・女性用の衣服の例・その写真
	J		211-14 12 \$1/4W 12 1/4 C 12 J 27

73-7	愛知県美術館に対する開示請求
	・写真を「見る者」と「鑑賞者」の写真の見方、理解
	の方法が記載されている文書
73-8	愛知県美術館に対する開示請求
	・ポートレートの定義が記載されている文書
73-9	愛知県美術館に対する開示請求
	・男性のヌード写真(見る者が男性であると判断で
	きるもの)
73-10	愛知県美術館に対する開示請求
	・ヌードの記号がわかる文書
73-11	愛知県美術館に対する開示請求
	・ヌードのシンボルがわかる写真
73-12	愛知県美術館に対する開示請求
	・性的マイノリティーの身体が表現されている写真
73-13	愛知県美術館に対する開示請求
	・普通の男子の写真
73-14	愛知県美術館に対する開示請求
	・美的な身体の形態がわかる事例・写真
73-15	愛知県美術館に対する開示請求
	・両性役割服装倒錯症の診断ガイドライン
73–16	愛知県美術館に対する開示請求
	・性同一性障害者の診断ガイドライン
73–17	愛知県美術館に対する開示請求
	・芸術的意図の内容が記載されている文書(写真、絵
	画、彫刻、現代美術)
73–18	愛知県美術館に対する開示請求
	・芸術的意図をもって生みだされた写真
73–19	愛知県美術館に対する開示請求
	・名所旧跡を写した土産用の写真
73-20	愛知県美術館に対する開示請求
	・医療用の記録資料写真
73-21	愛知県美術館に対する開示請求
	・女性である男性ヌードの写真
73-22	愛知県美術館に対する開示請求
	・男性である女性ヌードの写真
73-23	愛知県美術館に対する開示請求
	・女性ヌードの写真
73-24	愛知県美術館に対する開示請求
	・男性ヌードの写真

			愛知県美術館に対する開示請求
			・女性ヌードの定義が記載されている文書
73–26			愛知県美術館に対する開示請求
			・男性ヌードの定義が記載されている文書
74-1	平成27年2月	平成27年2月16	愛知県美術館に対する開示請求
	19 日	日付け 26 芸文管	(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
		第 139-1 号	・写真のわいせつ性によって侵害される法益の内容
			が記載されている文書
74-2			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・写真を展示した姿で保存管理する手法が記載され
			ている文書
74-3			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・写真の公共性について記載されている文書
74-4			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・写真に対する作家の態度が記載されている文書
74-5			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・入場者の表現の自由について記載されている文書
74-6			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・表現の自由の濫用の内容が記載されている文書
74-7			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・写真がいかなること、いかなる芸術的価値のある
			内容を表現しているかが記載されている文書
74-8			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・表現の自由の内容が記載されている文書
74-9			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・写真が公然陳列ではないと評価した人との氏名が
			わかる文書
74-10			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・写真にはわいせつ性があると判断した人の氏名が
			わかる文書

74 11			巫 / n ll 关 / s & b) z * b + z * ll 二 注 + b
74–11			愛知県美術館に対する開示請求
			(A氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・写真にはわいせつ性がないと評価した人の氏名が
	_		わかる文書
74-12			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・写真の芸術的価値の内容が記載されている文書
74-13			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・芸術的価値を評価できる人の氏名が記載されてい
			る文書
74-14			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			・裁判所が芸術的、思想的価値の有無それ自体を判
			断する職責を持つと記載されている文書(判例等)
74-15			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			 ・裁判所がわいせつ性の有無の判断をする職責を持
			つと記載されている文書(判例等)
74-16			愛知県美術館に対する開示請求
			(A 氏の写真に関する(関係する)開示請求)
			 ・愛知県美術館が確認した展示写真のわいせつ性に
			よって侵害された法益
75	平成27年6月	平成27年6月16	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	18 日	日付け27文芸第	示請求
		102-1 号	2013 年トリエンナーレに係る支出金調書
76	平成27年6月	平成27年6月16	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	18 目	日付け27文芸第	示請求
	10 1.	102-2 号	平成 26 年度 平成 27 年度
			一行政文書開示請求人との面談記録
77	平成27年6月	平成27年6月16	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	18 日	日付け 27 文芸第	示請求
		102-3 号	^{小明水} 行政文書開示請求人との面談記録
		102 0 /	(国際芸術祭推進室職員が作成したもの)
78	平成27年7月	平成27年7月16	文化芸術課に対する開示請求
10	21 日	十成 27 年 7 月 16 日付け 27 文芸第	(文化芸術課国際芸術祭推進室分)
	21 H		平成 26 年度
		123 号	
			文部科学省へ発出した文書 文部科学省から入手
			した文書

79	平成27年7月	平成27年7月16	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	21 日	十成 27 年 7 月 16 日付け 27 文芸第	大石芸州味(国际芸州宗祖進皇を除く) (これりる)
	21 H	125-3 号	平成 26 年度
		120 0 75	- ^^ 20 - 72 文部科学省へ発出した文書 文部科学省から入手
			した文書
80	平成27年8月	平成27年7月28	文化芸術課に対する開示請求
	3 日	 日付け 27 文芸第	H26 年度 愛知芸術文化センターへ発出した文書
		137-3 号	(これからの写真展に関する分のみ)
81	平成27年8月	平成 27 年 8 月 7	愛知県図書館に対する開示請求
	13 日	日付け27芸文図	国立国会図書館が閲覧制限をしている図書名、その
		第 47 号	理由が記載されている文書(現在管理しているも
			の)
82	平成27年8月	平成27年8月21	文化芸術課に対する開示請求
	25 日	日付け27文芸第	図書館長が閲覧制限等をしている図書名とその理
		165-1 号	由が記載されている文書
83-1	平成27年9月	平成27年8月31	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	4 日	日付け27文芸第	・「お金でモノを買うことが、実は不思議な仕組であ
		175-1 号	る」と考えている職員の氏名がわかる文書(お金で
			モノを買うことは、常識であると現在考えて、実際
			お金でモノを買う人は除く)
83-2			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・何かを訴えている芸術作品を出品した芸術家の氏
			名がわかる文書
83-3			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・「女性(妻)が夫(男性)に対して料理をしないと
			主張することができる」と主張している文書(芸術
			家のものにかぎる)
83-4			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・芸術家が被写体となった女性の夫に了解を得る手
			続をしたことがわかる文書
83-5			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・夫が妻の肖像権を主張できる場合が記載されてい
			る文書
83-6			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・夫権を行使した事例が記載された文書
83-7			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・ビデオ、写真等において肖像権の侵害となる場合
			の要件(条件)が記載されている文書

83-8	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・芸術家の芸術活動上の肖像権が記載されている文
	書
83-9	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・職員の職務遂行上の肖像権が記載されている文書
83–10	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・芸術作品の芸術性の高さの評価基準が記載されて
	いる文書
83-11	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・芸術作品の定義が記載されているもの(トリエン
	ナーレに展示されるものにかぎる)
83-12	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・肖像権の定義が記載されている文書(表現活動を
	している市民に関するもの)
83–13	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・芸術祭の審査基準が記載されている文書
83–14	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・文化財の高低に関して国が価値づけをした文書
83–15	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・H25 年度 警察へ発出した文書
83–16	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・H25 年度 警察が作成した文書
83–17	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・文化財の文化の高さの評価基準が記載されている
	文書
83–18	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・H25 年度、H26 年度 復命書(文部科学省のもの)
83–19	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・H25 年度、H26 年度 文部科学省から入手した文書
83–20	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・H25 年度、H26 年度 文部科学省へ発出した文書
83–21	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・わいせつ物の定義が記載されている文書
83–22	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・わいせつ物を展示した美術館名が記載されている
	文書
83–23	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・わいせつ物の判断基準が記載されている文書

84-1	平成27年9月	平成27年8月31	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
04 1	4日	十成27 中8万31 日付け27 文芸第	・デモ参加者の自由な表現に対して B 氏が介入でき
	1 1	177-1 号	る法的根拠が記載してある文書
84-2	-		文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
04 2			・B氏と職員の権力関係がわかる文書
84-3	-		文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
04-3			・B 氏が主張した「芸術家の表現の自由」の内容がわ
			かる文書
84-4	-		文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
04-4			・B 氏のデモ行進をしている参加者の顔を公開をす
			る権利が記載されている文書
84-5	-		- 7,- 7
84-5			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B 氏とデモ参加者の夫(妻)の権力関係がわかる文
04.6	_		書 大小世後部同國世後 <i>校林光</i> 克江北上7月二末上
84-6			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
0.4.7	_		・B氏とデモ参加者の権力関係がわかる文書
84-7			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・制度を批評した写真作家及び作品名、作品が記載
	_		されている文書
84-8			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・制度を批評したビデオ作品名とその内容がわかる
	-		文書
84-9			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・ポストモダニズムのビデオ作家名、作品名がわか
	-		る文書
84–10			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・ビデオ作品に宿るビデオ作家のビデオ技術に対す
			る深い理解と畏敬な挑戦があると愛知県が判断し
	-		たビデオ作家名がわかる文書
84–11			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	_		・芸術としてのビデオの見方が記載されている文書
84-12			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・ビデオの善し悪しに関する評価基準が記載されて
	_		いる文書
84-13			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・芸術的意図をもって生み出されたビデオ(所有し
			ているもの。ビデオの記録を含む)
84-14			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・報道ビデオ(所有しているもの。ビデオの記録を含
			む)

84-15	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・芸術作品としてのビデオ(所有しているもの。ビデ
	オの記録写真を含む)
84–16	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオの審美性が記載されている文書
84-17	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオ表現に関する明確なマニフェストが記載さ
	れている文書
84–18	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・映画のアイデンティティが記載されている文書
84-19	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオのアイデンティティが記載されている文書
84–20	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオというメディウムの定義が記載されている
	文書
84-21	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオについて専門的に学んだとこがわかる文書
	(B氏を撮影した人の分)
84–22	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオの技術の内容が記載されている文書
84-23	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・「ビデオの作品」の定義が記載されている文書
84-24	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオを芸術作品と認めた美術館のビデオの評価
	に関する文書
84-25	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
01 20	・ビデオが美術館に展示されるようになった経過が
	記載されている文書
84-26	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
04 20	・デモを逆走するB氏をビデオ撮影した者の行為を
	評価した文書及びその者の著作権の内容が記載さ
	計画した文書及いその有の者作権の内容が記載されている文書
04.07	
84-27	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・メモ作成に関する規定(他の部課室職員に報告す
0.4.00	3 to 0)
84-28	文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・H25 年度、国際芸術祭推進室職員が受けた個人情報
	保護に関する研修会で配布された文書

84-29			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			│ ・B 氏との面談記録 (日本共産党でカールマルクスの
			誕生日会をするに関する分のみ)
84-30			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B 氏との面談記録 (モスクワのアパートメントでウ
			ラジミール・レーニンを捜すに関する分のみ)
84-31			 文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			│ ・B 氏との面談記録 (自分の所有物を街で購入するに │
			関する分のみ)
84-32			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			│ ・B 氏との面談記録 (デモ行進を逆走するに関する分│
			のみ)
84-33			文化芸術課国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・デモ行進者の主張がわかる文書(B氏の作品分)
85-1	平成27年9月	平成27年8月31	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	4 日	日付け27文芸第	・デモ参加者の自由な表現に対して B 氏が介入でき
		176-1 号	る法的根拠が記載してある文書
85-2			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B氏と職員の権力関係がわかる文書
85-3			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B氏が主張した「芸術家の表現の自由」の内容がわ
			かる文書
85-4			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B 氏のデモ行進をしている参加者の顔を公開をす
			る権利が記載されている文書
85-5			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B 氏とデモ参加者の夫 (妻) の権力関係がわかる文
			書
85-6			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B氏とデモ参加者の権力関係がわかる文書
85-7			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・制度を批評した写真作家及び作品名、作品が記載
			されている文書
85-8			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・制度を批評したビデオ作品名とその内容がわかる
			文書
85-9			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・ポストモダニズムのビデオ作家名、作品名がわか
			る文書
•	•	•	

85-10	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオ作品に宿るビデオ作家のビデオ技術に対す
	る深い理解と畏敬な挑戦があると愛知県が判断し
	たビデオ作家名がわかる文書
85-11	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・芸術としてのビデオの見方が記載されている文書
85-12	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオの善し悪しに関する評価基準が記載されて
	いる文書
85–13	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・芸術的意図をもって生み出されたビデオ(所有し
	ているもの。ビデオの記録を含む)
85–14	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・報道ビデオ(所有しているもの。ビデオの記録を含
	to)
85–15	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・芸術作品としてのビデオ(所有しているもの。ビデ
	オの記録写真を含む)
85–16	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオの審美性が記載されている文書
85–17	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオ表現に関する明確なマニフェストが記載さ
	れている文書
85–18	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・映画のアイデンティティが記載されている文書
85–19	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオのアイデンティティが記載されている文書
85–20	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオというメディウムの定義が記載されている
	文書
85–21	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオについて専門的に学んだとこがわかる文書
	(B氏を撮影した人の分)
85–22	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオの技術の内容が記載されている文書
85–23	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・「ビデオの作品」の定義が記載されている文書
85–24	国際芸術祭推進室に対する開示請求
	・ビデオを芸術作品と認めた美術館のビデオの評価
	に関する文書

85-25]		国際芸術祭推進室に対する開示請求
			 ・ビデオが美術館に展示されるようになった経過が
			記載されている文書
85–26			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・デモを逆走する B 氏をビデオ撮影した者の行為を
			 評価した文書及びその者の著作権の内容が記載さ
			れている文書
85-27	_		国際芸術祭推進室に対する開示請求
			 ・メモ作成に関する規定(他の部課室職員に報告す
			るもの)
85-28			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・H25 年度、国際芸術祭推進室職員が受けた個人情報
			保護に関する研修会で配布された文書
85-29			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B 氏との面談記録 (日本共産党でカールマルクスの
			誕生日会をするに関する分のみ)
85-30			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B 氏との面談記録 (モスクワのアパートメントでウ
			ラジミール・レーニンを捜すに関する分のみ)
85-31			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B 氏との面談記録 (自分の所有物を街で購入するに
			関する分のみ)
85-32			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・B 氏との面談記録 (デモ行進を逆走するに関する分
			のみ)
85-33			国際芸術祭推進室に対する開示請求
			・デモ行進者の主張がわかる文書(B 氏の作品分)
86	平成27年9月	平成 27 年 9 月 4	文化芸術課に対する開示請求
	8 日	日付け27文芸第	「制限の決定及び再検討」の文書に含まれる「決定」
		183-8 号	の用語が処分を意味しないことが記載されている
			文書
87	平成27年9月	平成 27 年 9 月 4	文化芸術課に対する開示請求
	8 日	日付け27文芸第	閲覧の停止をしている図書
		183-6 号	
88	平成27年9月	平成 27 年 9 月 4	文化芸術課に対する開示請求
	8 日	日付け 27 文芸第	異議申立に対する方針が記載されている文書
		183-5 号	
89	平成27年9月	平成 27 年 9 月 4	文化芸術課に対する開示請求
	8 日	日付け 27 文芸第	芸文センターが作成した文書管理・保存に関する文
		183-3 号	書 (現在使用しているもの)

	T		
90	平成27年9月	平成 27 年 9 月 4	文化芸術課に対する開示請求
	8 日	日付け27文芸第	芸文センターが作成した行政文書の判断基準が記
		183-2 号	載されている文書
91	平成27年9月	平成 27 年 9 月 4	文化芸術課に対する開示請求
	8 目	日付け27文芸第	芸文センターが管理する文書に対する開示請求の
		183-1 号	対応に関して協議した文書
92	平成27年9月	平成 27 年 9 月 9	文化芸術課に対する開示請求
	11 日	日付け27文芸第	H26 年度 H27 年度
		184 号	県立図書館から入手した文書(障害の定義に関する
			もの プライバシィーの侵害の判断基準、具体的な
			侵害の事例に関するもの)
93	平成27年9月	平成27年9月11	愛知県図書館に対する開示請求
	17 日	日付け27芸文図	職員の職務中に図書の閲覧制限が必要であるか否
		第 60-1 号	かを判断するために使用している時間がわかる文
			書
94	平成27年9月	平成27年9月11	愛知県図書館に対する開示請求
	17 日	日付け27芸文図	図書の閲覧制限をする必要があると判断・決裁した
		第 60-2 号	者の氏名がわかる文書
95	平成27年9月	平成27年9月11	愛知県図書館に対する開示請求
	17 日	日付け27芸文図	閲覧制限をしている図書に対する開示請求に対す
		第 60-3 号	る手続きが記載されている文書
96	平成27年9月	平成27年9月25	愛知県図書館に対する開示請求
	29 日	日付け27芸文図	図書館が作成した規則において県民の利用に供す
		第 61-5 号	ることを目的として管理している図書のうち、図書
			館サービスとして閲覧制限をしている図書
97	平成27年9月	平成27年9月25	愛知県図書館に対する開示請求
	29 日	日付け27芸文図	図書館長が閲覧制限している図書を閲覧すること
		第 61-6 号	ができる者の氏名がわかる文書
98-1	平成 27 年 12	平成 27 年 11 月	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	月 2 日	30日付け27文芸	示請求
		第 257-2 号	・デモ参加者の自由な表現に対して B 氏が介入でき
			る法的根拠が記載してある文書
98-2			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・B氏と職員の権力関係がわかる文書
98-3	1		文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・B氏が主張した「芸術家の表現の自由」の内容がわ
			かる文書
	_	•	

	98-4		文
			示
			• [
			る
	98-5		文
			示
			• [
			書
	98-6		文
			示
			• [
	98-7		文
			示
			• [
L		_	さ
	98-8		文
			示
			• [
			文
	98-9		文
			示
			• >
	00.10		る -
	98-10		文一
			示
			· z
			るか
	98-11		た文
	<i>9</i> 0 11		示示
			· <u>:</u>
	98-12		文
	00 12		示
			•
			V,
L	98-13		文
			示示
			• 3
			7

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求

・B 氏のデモ行進をしている参加者の顔を公開をする権利が記載されている文書

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求

・B 氏とデモ参加者の夫(妻)の権力関係がわかる文書

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求

·B氏とデモ参加者の権力関係がわかる文書

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求

・制度を批評した写真作家及び作品名、作品が記載されている文書

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求

·制度を批評したビデオ作品名とその内容がわかる 文書

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求

・ポストモダニズムのビデオ作家名、作品名がわか る文書

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求

・ビデオ作品に宿るビデオ作家のビデオ技術に対する深い理解と畏敬な挑戦があると愛知県が判断したビデオ作家名がわかる文書

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求

- ・芸術としてのビデオの見方が記載されている文書 文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開 示請求
- ・ビデオの善し悪しに関する評価基準が記載されて いる文書

文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開示請求

・芸術的意図をもって生み出されたビデオ (所有しているもの。ビデオの記録を含む)

98-14	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・報道ビデオ(所有しているもの。ビデオの記録を含
	む)
98-15	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・芸術作品としてのビデオ (所有しているもの。ビデ
	オの記録写真を含む)
98–16	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・ビデオの審美性が記載されている文書
98–17	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・ビデオ表現に関する明確なマニフェストが記載さ
	れている文書
98–18	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・映画のアイデンティティが記載されている文書
98-19	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	- ・ビデオのアイデンティティが記載されている文書
98–20	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・ビデオというメディウムの定義が記載されている
	文書
98-21	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・ビデオについて専門的に学んだとこがわかる文書
	(B氏を撮影した人の分)
98-22	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・ビデオの技術の内容が記載されている文書
98-23	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・「ビデオの作品」の定義が記載されている文書
98-24	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・ビデオを芸術作品と認めた美術館のビデオの評価
	に関する文書

98-25	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・ビデオが美術館に展示されるようになった経過が
	記載されている文書
98-26	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・デモを逆走する B 氏をビデオ撮影した者の行為を
	評価した文書及びその者の著作権の内容が記載さ
	れている文書
98-27	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・メモ作成に関する規定(他の部課室職員に報告す
	るもの)
98-28	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・H25 年度、H26 年度 国際芸術祭推進室職員が受け
	た個人情報保護に関する研修会で配布された文書
98-29	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・B 氏の作品は芸術性が高いと評価した人の氏名が
	わかる文書及び評価文書
98-30	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	·B 氏の作品を展示することを決定した経過がわか
	る文書
98-31	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・B氏との協議文書(B氏の出展作品に対する苦情へ
	の対応に関するもの)
98-32	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・B氏の出展作品に対する苦情を記録した文書
98-33	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・B 氏が第三者のいかなる権利も侵害するものでは
	ないことを表明し保証する文書
98-34	文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
	示請求
	・B 氏との協議文書 (出品作品の写真及び映像の可否
	に関する分)

98-35			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・B 氏との協議文書 (作品写真等及びポートレート写
			真の複製使用可否に関する分)
98-36			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・B 氏との面談記録 (日本共産党でカールマルクスの
			誕生日会をするに関する分のみ)
98-37			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・B 氏との面談記録 (モスクワのアパートメントでウ
			ラジミール・レーニンを捜すに関する分のみ)
98-38			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・B 氏との面談記録 (自分の所有物を街で購入するに
			関する分のみ)
98-39			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・B 氏との面談記録 (デモ行進を逆走するに関する分
			のみ)
98-40			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・デモ行進者の主張がわかる文書 (B氏の作品分)
98-41			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・作品・展示に係る委託の内容がわかる文書 (B氏の
			もの)
98-42			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・仕様書 (B氏のもの)
98-43			文化芸術課(国際芸術祭推進室を除く)に対する開
			示請求
			・契約書「トリエンナーレ 2013」に出品した作家の
			もの
99	平成 27 年 12	平成 27 年 12 月	文化芸術課に対する開示請求
	月 18 日	10日付け27文芸	障害者の美術活動、芸術活動、文化活動に関して、
		第 270 号	愛知県美術館が実施している内容がわかる文書